

1 標準賞与額とは

賞与等の支給総額から1, 000円未満を切り捨てた額です。
(例) 賞与等の支給額が545, 000円から545, 999円までの場合、標準賞与額は545, 000円になります。

2 標準賞与額の上限

- 1)短期(福祉)掛金及び介護掛金 年度における累計額 573万円が上限額となります。
2)加入者保険料及び退職等年金給付掛金 ひと月150万円が上限額となります。
(早見表の標準賞与額150万円以上の加入者保険料及び退職等年金給付掛金は、標準賞与額 150万円の掛金等額(※印)を表示してあります。)

3 加入者負担額の計算方法

報酬に係る掛金等と同様、掛金等の区分ごとに、標準賞与額に掛金等率を乗じた金額(早見表の「掛金額」又は「保険料額」欄)を折半し、以下の方法で端数処理をします。
1)賞与から控除する場合は、折半した額の端数が 50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円とします。
2)加入者が加入者負担分を学校法人等へ現金で支払う場合は、折半した額の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円とします。
3)上記 1)、2)にかかわらず、円未満の端数処理について学校法人等と加入者の間で特約がある場合にはこの限りではありません。

計算例 <40歳以上65歳未満の加入者で、賞与等支給額が545, 842円で、賞与等から控除する場合の加入者負担額>

＊標準賞与額 545, 000円

＊計算方法

掛金等の区分	標準賞与額	掛金等率	掛金等額	折半額	加入者負担額
・短期(福祉)掛金	545,000 円	× 9.021 / 100 =	49,164.45 円	24,582.225 円	24,582 円 …①
・介護掛金	545,000 円	× 1.692 / 100 =	9,221.40 円	4,610.700 円	4,611 円 …②
・加入者保険料	545,000 円	× 16.743 / 100 =	91,249.35 円	45,624.675 円	45,625 円 …③
・退職等年金給付掛金	545,000 円	× 1.20 / 100 =	6,540.00 円	3,270.000 円	3,270 円 …④
加入者負担額合計 ①+②+③+④=					<u>78,088 円</u>

- (注1) 40歳未満及び65歳以上の加入者は介護掛金の徴収はありません。
(注2) 70歳以上75歳未満の加入者は乙種加入者となりますので、短期(福祉)掛金のみ徴収となります。
早見表の「乙種加入者の負担額計」欄をご覧ください。
(注3) 75歳に達した、または、70歳以上の人で広域連合から障害の状態にあると認定されて後期高齢者医療制度の被保険者となった加入者は短期(福祉)掛金の徴収はありません。
(注4) 65歳以上70歳未満の人で広域連合から障害の状態にあると認定されて後期高齢者医療制度の被保険者となった加入者は加入者保険料及び退職等年金給付掛金のみ徴収となります。早見表の「丙種加入者の負担額計」欄をご覧ください。

4 賞与等掛金がある月の納付額の求め方

加入者ひとりひとりの報酬にかかる掛金等額と賞与にかかる掛金等額を、それぞれ端数のあるまま全員分合算し、その合算額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
…※①

《納付通知額内訳の見方》

掛 金 等 区 分		当月掛金等	掛金等免除額	異動増額	異動減額	補助金調整額	前納・過納額	通知額
短期(福祉)掛金 1	報 酬	144,666.13	36,166.50	72,333.00	31,549.50			149,283.13
	賞 与	247,504.76	3,847.50					243,657.26
短期(福祉)掛金 2	報 酬	35,908.74						35,908.74
	賞 与	119,465.00						119,465.00
	計	547,544.63	40,014.00	72,333.00	31,549.50			548,314…(a)
介 護 掛 金	報 酬	5,287.50			4,612.50			675.00
	賞 与	20,779.28						20,779.28
	計	26,066.78			4,612.50			21,454…(b)
加 入 者 保 険 料	報 酬	254,871.60	63,717.90	127,435.80	55,583.70			263,005.80
	賞 与	405,922.98	6,778.50					399,144.48
	計	660,794.58	70,496.40	127,435.80	55,583.70			662,150…(c)
退職等年金給付掛金	報 酬	28,200.00	7,050.00	14,100.00	6,150.00			29,100.00
	賞 与	43,770.00	750.00					43,020.00
	計	71,970.00	7,800.00	14,100.00	6,150.00			72,120…(d)
子ども・子育て拠出金	報 酬	2,820.00	705.00	1,410.00	615.00			2,910.00
	賞 与	5,836.00	75.00					5,761.00
	計	8,656.00	780.00	1,410.00	615.00			8,671…(e)
合 計								※② 1,312,709

※① 掛金等区分ごとの通知額 (a)～(e) は、下線部の説明のとおり求めることができます。

※② 掛金等区分ごとの通知額 (a)～(e) の合計金額(＝納付額)です。

5 都道府県補助金

標準報酬月額にかかる加入者保険料のみに対して補助され、標準賞与額にかかる加入者保険料は対象となりません。

6 子ども・子育て拠出金

標準賞与額についても標準報酬月額と同じ拠出金率により計算した額となります。

(各加入者の加入者保険料にかかる標準報酬月額 × 拠出金率) の総額 ＝ 賞与拠出金額 (1 円未満の端数が出た場合は切り捨てます)